

# 出張労働相談

- ・弁護士、労働基準監督官が対応します
- ・相談内容は秘密厳守します
- ・相談は無料です
- ・電話での相談にも対応します

※弁護士への相談は、予約が必要です。また、相談内容によっては、弁護士が対応できないことがあります。

**令和8年4月16日(木)**

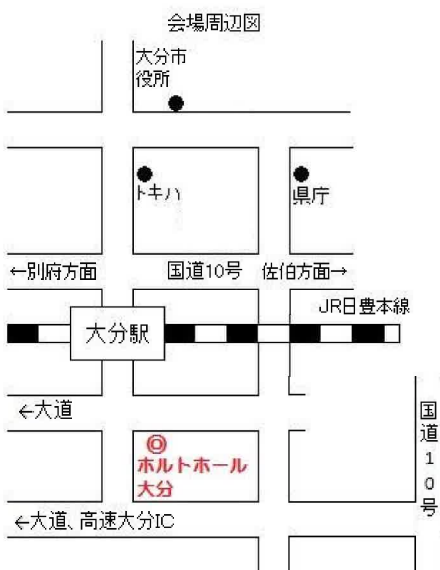
**受付:13時00分～16時00分**

**(相談は16時30分まで)**

**J:COMホルトホール大分  
404 会議室 (大分市金池南)**

**携帯・スマホ:097-532-3040**

**フリーダイヤル:0120-601-540**



## 【相談事例】

- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ、セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・不当解雇
- ・退職引き留め

※使用者・労働者・フリーランスの方々の相談をお受けしています。

(お問い合わせ先)

大分県労政・相談情報センター(雇用労働室 労働相談・啓発班)

携帯・スマホからは ☎097-532-3040

フリーダイヤル ☎0120-601-540

大分市商工労政課 ☎097-537-5964

※ 上記相談日以外も、裏面のとおり、大分県労政・相談情報センターの相談員が電話や来所での相談をお受けしております。

仕事、職場で困っている、悩んでいるときは、  
**労政・相談情報センターへ**

**労働相談専用ダイヤル「労働110番」**

**☎0120-601-540**

**(携帯・スマホからは ☎097-532-3040)**

**なお、来所の場合は、事前にご連絡ください**

相談時間 8時30分～17時15分

※土日、祝日を除く

場所：大分県雇用労働室(県庁舎本館7F 大分市大手町3-1-1)



**【最近の相談事例から】**

Q. 会社から「明日から来なくてもよい」と言われた。これは解雇になるのか。

A. 会社が労働者に退職を勧めることを「退職勧奨」といい、これに応じた場合は解雇ではなく退職として扱われる。単に「明日から来なくてもよい」と言われただけでは、解雇なのか退職勧奨なのか分からないので、必ず真意を会社に確認する必要がある。

労働者にとっては、解雇か退職かで雇用保険の失業給付の金額や給付制限期間が変わる。退職勧奨に応じるかどうかは労働者の自由であるためすぐに返答せず、辞める気がない場合は、はっきり断ることが大切である。

**大分県労働委員会が一緒に対応します！**

大分県労働委員会は労使紛争を解決するための県の行政機関です。

専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは・・・

- ①あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ②あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

大分県労働委員会事務局(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

☎097-536-3650 (相談ダイヤル)

相談時間 9:00～17:00 ※土日、祝日を除く

**大 分 県**